

第5回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

論点整理案について

2018/4/19

検討会 事務局

情報信託機能第4回検討会（3/23）の概要

<論点1（認定の対象）について>

- 第4回の整理の方向性のとおり、認定は原則として「事業者単位」とする。

<論点2（情報銀行の機能）について>

- 第4回の整理の方向性のとおり、機能については下記の記載にする。

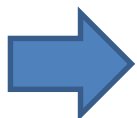
[モデル約款及び認定基準（情報銀行の義務）の記載案]

個人が情報銀行に委任した情報の取り扱いについてコントロールできる下記の機能を有すること
その他の機能（例：データポータビリティ機能など）があれば、それを示すこと

- ・自らの情報がどこに提供されたのかの履歴を閲覧する機能
- ・利用者が情報銀行へ情報提供をしない旨の意思表示又は自らの情報提供の同意を撤回する機能

<論点3（責任の範囲）について>

- アカウタビリティ（個人への説明責任）は一義的に情報銀行が持つ。
- 提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合は、情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負い、提供先第三者が情報銀行に対し損害賠償責任を負う。
- 過失がなかったり不可抗力の場合は、責任を問わない。

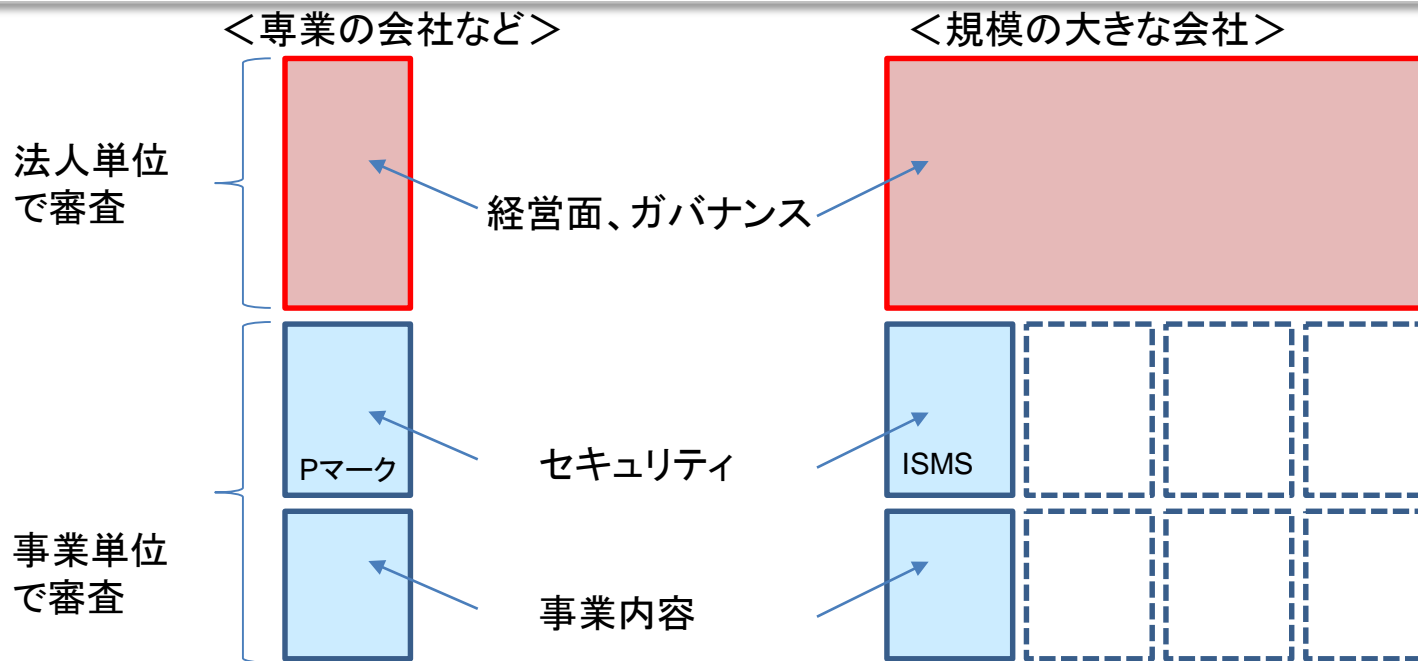


座長ご指示

- ・個別論点について、構成員、オブザーバーのご意見を伺い、取りまとめ案を事務局で整理。

論点1 (認定の対象) について

- 法人単位の認定とするか、事業単位の認定とするか？
- 損害賠償責任の対応や苦情相談窓口などでは法人としての対応が必要。
- 規模の大きな会社が追加の事業を行う際、法人単位の認定の場合は法人としての認定はキープしたまま申請内容の変更を申請することになる。他方、事業単位の認定の場合は新たな申請となる。
- いずれのケースでも経営面・ガバナンスの審査は免除されるという点において有利不利はない。



	メリット	デメリット
法人単位	手続き簡便、手数料安い	消費者の誤認の可能性
事業単位		「事業」という客観的な区分が曖昧 規模の小さな会社の負担 消費者の誤認の可能性

論点1 (認定の対象) について

- 申請する事業者の組織や事業形態により、事業者単位／事業単位の申請へのニーズが異なると考えられるため、いずれでも申請を受け付ける。
- 申請する場合、申請の対象となる事業の範囲は申請をする事業者側で定義する（①特定のブランド名・サービス名などが付けられている、②運営する組織が分かれているなど、事業者内で一定のまとまりを有することを想定）

	事業者単位	事業単位
申請の範囲	当該事業者の行う情報信託機能の事業について申請	特定の情報信託機能の事業について申請
申請する事業の範囲の特定	事業者が情報信託機能以外の事業も行う場合は、情報信託機能の事業の範囲を明確にして申請する	対象となる情報信託機能の事業の範囲を明確にして申請
要件を満たすべき範囲	事業者全体として満たすべき一部の要件を除き、事業により異なる可能性のある事項については、申請の対象である事業に関わる範囲で認定要件を満たすことが必要	左欄と同様
新規サービスを提供する場合	認定を受けたものと大きく異なるサービスを開始する場合は、認定団体に追加的に申請し、確認を受ける（大きく異なる場合は、認定の更新時に確認）	同一事業の中で新規サービスを開始する場合は左欄と同様 同一事業者が別の事業として開始する場合は、新規に申請する必要（一部項目の審査を免除）

論点2 (情報銀行の機能) について

<情報銀行の備える機能について①>

- 認定要件の他、個人のコントロールビリティの確保に資するその他の機能については競争領域として整理
- 情報銀行がこうした機能を提供する場合には、個人が情報銀行を選択する際に参照できるよう、個人に対して機能を明示することが必要

	必要な機能 (認定要件)	その他の機能 (例) (提供する場合は個人に明示)
第三者提供の条件の指定	・第三者提供の条件 (提供先、利用目的等) の指定※	・個別の提供先/データ項目ごとの詳細な条件指定 (わかりやすいUIの観点からダッシュボード的表示の仕方なども想定)
トレーサビリティ	・個人のデータがどこに提供されたのかという履歴の閲覧	・提供の日時、提供されたデータ項目の閲覧 ・提供されたデータの提供先での利用状況の閲覧
データ提供の同意の撤回 ※詳細については次項	・データの提供の停止 (個人が事前に同意した条件に応じた範囲で新規データ提供を停止)	・提供先での既に提供を受けたデータの利用の停止 (個人が特定されない形に加工したデータを除く) ・個別の提供先/データ項目ごとの撤回
データポータビリティ	—	・個人から提供されたデータの別の事業者への移転 ・個人から提供されたデータの本人への提供 ※ただし、個人情報保護法第28条に基づく開示の対象となるデータは、個人から請求があれば同法に基づき開示が必要

※指定する条件の内容や指定方法はサービスによって異なると思われるが、個人のコントロールビリティが確保されるよう、情報銀行からわかりやすく選択肢を示し、個人が選択して意思を示すことができるようにすることが必要。(個人情報保護法上の有効な第三者提供の同意を確保できるようにすることが必要。)

論点2 (情報銀行の機能) について

<情報銀行の備える機能について② データ提供の同意の撤回範囲>

1. 提供を停止できる提供先・データ項目の範囲【個人】

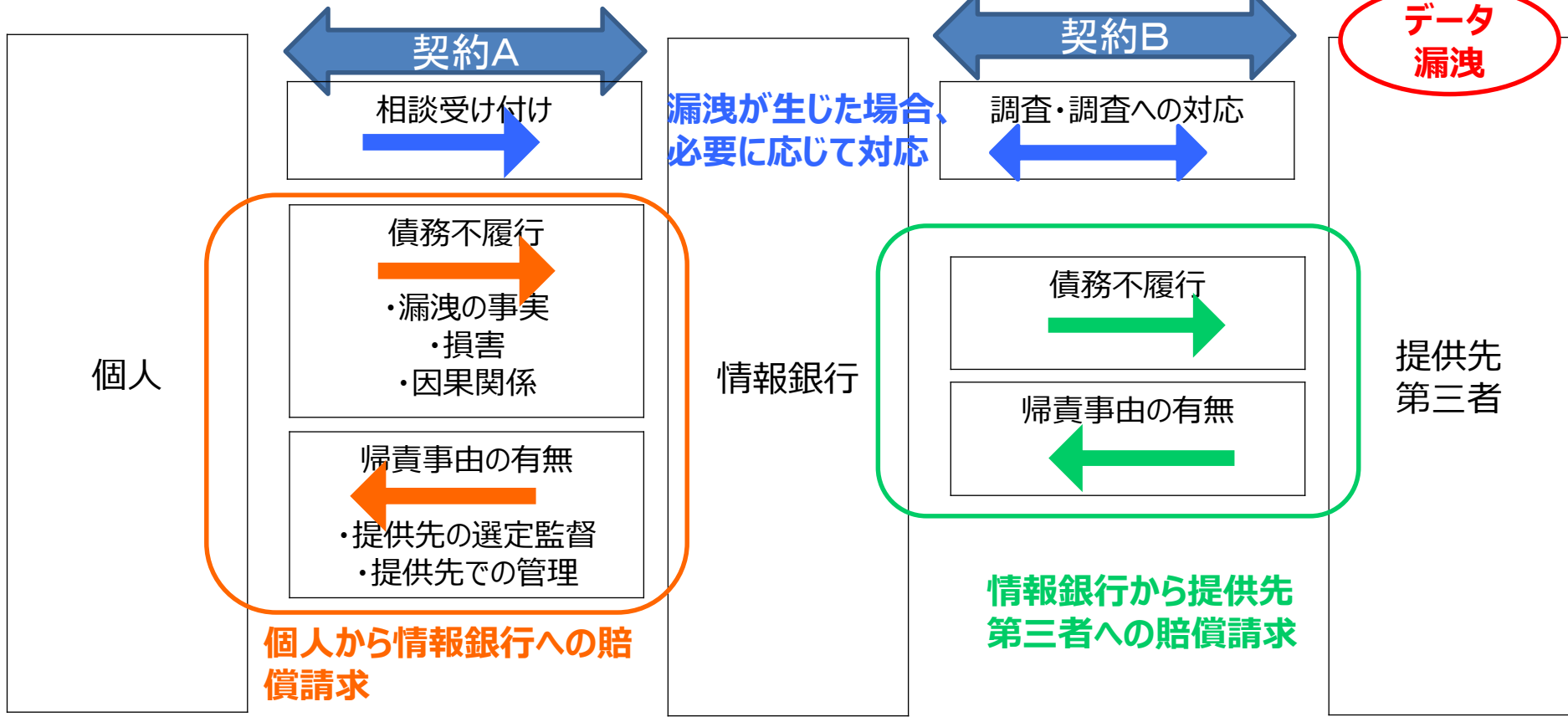
考えられる認定要件 (前回検討会より)	検討会とりまとめにおける対応 (案)
① 提供申し出があった個人にかかる全てのデータ・提供先 (サービスの利用停止)	個人のコントロールビリティが低いため認定要件として不十分
② <u>事前に個人が同意した条件の設定に応じた範囲の指定</u>	→機能を備えることを認定要件とする
③ 個別のデータ・提供先ごとに指定	個人のコントロールビリティ確保の観点から望ましいが、システム上・運用上の負担が大きいことから、競争領域とする →機能を備える場合は個人に対し明示

2. データの提供／利用を停止する範囲【情報銀行／提供先】

考えられる認定要件 (前回検討会より)	検討会とりまとめにおける対応 (案)
① <u>情報銀行は、個人から指示を受けた時点以降、そのデータを提供しない</u>	→機能を備えることを認定要件とする
② 情報銀行は、①に加え、提供先に対し、既に提供を受けた、個人から既に提供されたデータの利用停止を指示 提供先は、指示を受けた時点以降、そのデータを利用しない	情報銀行／提供先のサービス内容・形態によって、機能の必要性や実現性は異なることが考えられるため、個別のサービスごとに対応すべき内容とする →機能を備える場合は個人に対し明示 →内容について予め情報銀行と提供先との間の契約で定める
③ 提供先は、②に加え、指示を受けた時点以降、そのデータを個人が特定されない形に加工したデータを利用しない	統計データ、匿名加工情報の利用を停止することは困難であり、認定要件としても競争領域の例示としても不適切。

論点3 (責任の範囲) について

＜提供先第三者に帰責事由がありデータが漏洩した場合の責任＞



- 情報銀行は、個人との間で苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負う。
- 契約Aにおいて、提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合は、情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負う。
- 上記を実効的に行うために、契約Bにおいて情報銀行から提供先第三者に調査報告を求められるように決めておくことが必要。
- 必要に応じて予め契約Bにおいて、両者の責任の分担について決めておくことが現実的。